小美玉市内の事業者の皆さまへ

従業員が感染したとき／濃厚接触者になったとき

　もし、従業員が新型コロナウイルスに感染したときや、濃厚接触者と判断された場合には事業者はどのように対応したらよいのでしょう。

　実際には状況に応じて個別に対応することになりますが、一般的な対応を記しましたので、参考にしてください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　小美玉市保健衛生部健康増進課

従業員が感染した場合

感染者が確認されると、保健所では医師から発生届を受理した後、感染した本人へ聞き取り調査を行います。

勤務先へは本人から報告していただくとともに、必要に応じて保健所からも勤務先の状況をお聞きし、感染拡大防止に必要な対応をとっていただくこととなります。

１　感染判明時の初期対応

従業員の方から感染の報告があったら、下記(1)(2)(3)について、準備をするとその後の作業がスムーズに運びます。(2)(3)により、保健所は濃厚接触者に該当する方を判断していきます。

（1）　保健所との連絡窓口担当者を決めておきましょう。

（2）　感染者が在籍する部署の従業員名簿及び健康状態、フロアの見取り図（座席表）、勤務時間・形態がわかるもの（シフト表など）等を準備しておくとよいでしょう。

（3）　職場内での感染者との接触状況（飲食や喫煙なども含め）を、確認しておきましょう。

（4）　事業所の責任において、保健所の指導等により職場内の消毒の徹底をお願いします。

（5）　必要な場合には、感染者の執務エリアまたは事業所全体の一時閉鎖などの対応について、保健所の指導のもと、検討してください。

２　感染後の対応

(1）　入院・入所

感染が確認された従業員は、保健所からの指示により医療機関・療養施設等に入院または入所することとなります。

　（入院・入所先の施設は、保健所より指示があります）

(2)　退院・退所の目安

下記の①又は②を満たすことにより、医師及び保健所の判断により

　退院・退所となります。

1. 発症後から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合
2. 無症状の場合、検体採取日から10日間経過した場合

(3)　情報公開

事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生したことについて、事業所において公表することは義務付けられていませんが、ホームページ等で公表する場合は、個人のプライバシー保護に十分配慮してください。

※公表する内容・時期について、事前に保健所と相談してください

（参考：市では県の公式発表後に、県の公表資料を市ホームページに掲載）

(4)　職場復帰

療養期間終了後は医師または保健所の指示に従い、体調を確認しながらご本人と事業者が協議の上、対応してください。

1. 復帰後も引き続き、マスクの着用・他者との距離を適切に保つなど、一般的な衛生対策の徹底と、検温など毎日の健康確認をお願いします。
2. 感染者やその家族、職場の同僚に対しての不当な差別や偏見、誹謗中傷等は絶対にしないでください。

(5)　その他

①　保健所では、職場復帰の際に陰性確認のための検査及び「陰性

証明書」などの発行は行いません。

1. 就業制限解除後に再度陽性となった事例もあることから、４週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合は、速やかに保健所に連絡してください。

従業員が濃厚接触者と判断された場合

従業員が濃厚接触者(\*1)となった場合には、次の対応をとっていただくことになります。

(1)　濃厚接触者とされた従業員はPCR検査を受けていただくとともに、PCR検査が陰性であっても、感染者との最終接触から14日間の自宅待機及び健康観察(\*2)をお願いすることになります。

(2)　事業者(所)が独自の判断で、濃厚接触者や濃厚接触者以外の者に自宅待機などの指示や、健康観察期間を延長する場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応が求められます。

\*1　濃厚接触者

感染者の感染可能期間に接触した人のうち、次の範囲に該当する人をいいます。保健所の聞き取り調査により、総合的に判断し本人に連絡します。

①　感染者と同居あるいは長時間の接触があった人

②　手で触れることの出来る距離（約1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった人

（例）・感染者または自身の一方がマスクをせず対面で会話した場合

　　　・感染者と同室で飲食した場合

\*2　濃厚接触者としての自宅待機及び健康観察

最終接触から14日間の健康観察期間中においては、毎日の検温、健康状態のチェックとともに自宅待機をお願いします。不要不急の外出はできる限り控え、止むを得ず外出する際は、公共交通機関の利用は避けること、また外出時のマスク着用及び手指衛生などの感染予防策の徹底をお願いします。

また家庭内においても、感染予防策の実施をお願いします。

＜参考＞

・「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」第2版 2020.12.15

（一般社団法人日本渡航学会 公益社団法人 日本産業衛生学会）

・「コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」令和2年5月29日版

（国立感染症研究所 感染症疫学センター）

市内事業所の新型コロナウイルス感染症に関する問合せ

　【受診相談センター】

茨城県庁内：TEL　029-301-3200　　8時30分～22時（土日祝日を含む）

中央保健所：TEL　029-241-0100　　9時～17時（平日）